

千葉県報

号外
令和7年2月14日

主要目次

規則

- 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

告示

- 宅地造成等工事規制区域の指定

規則

規則

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年2月14日

千葉県規則第三号

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和六年千葉県条例第四十一号）附則第一項第二号の規定により規則で定める同条例の施行期日は、令和七年五月二十六日とする。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年2月14日

千葉県規則第四号

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（令和六年千葉県条例第四十二号）附則第一項第四号の規定により規則で定める同条例の施行期日は、令和七年五月二十六日とする。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月14日

千葉県規則第五号

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年千葉県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表特例条例別表第四十八号上欄トに規定する宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものの項を削る。

附則

この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。

告示

告示

千葉県告示第六十九号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の規定により、宅地造成等工事規制区域を次のとおり指定する。

令和7年2月14日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定する区域

銚子市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、香取郡神崎町、多古町及び東庄町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸南町の全域

二 指定年月日

令和7年5月26日

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八